

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市原子力発電所環境安全対策協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第9条の規定に基づき、松江市原子力発電所環境安全対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 設置要綱第3条第2項の規定に基づき、委員として市長が委嘱し、又は任命する者及びその人数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設置要綱第3条第2項第1号の委員

市議会の議員から4名

(2) 設置要綱第3条第2項第2号の委員

ア 漁業協同組合 JF しまねから選任された者 4名以内

イ 宍道湖漁業協同組合から選任された者 1名以内

ウ 島根県農業協同組合くまびき地区本部から選任された者 1名以内

エ 松江商工会議所から選任された者 1名以内

オ まつえ北商工会から選任された者 1名以内

カ まつえ南商工会から選任された者 1名以内

キ 松江市消防団長 1名

ク 松江市消防団鹿島方面団長 1名

ケ 連合島根から選任された者 1名以内

コ まつえ男女共同参画ネットワークから選任された者 2名以内

サ (一社)松江市医師会から選任された者 2名以内

シ 片岡原子力発電所対策協議会から選任された者 1名以内

ス 松江市町内会・自治会連合会会長から推薦された者 6名以内

セ 鹿島地域協議会会長から推薦された者 12名以内

ソ 島根地区自治会連合会会長から推薦された者 2名以内

タ その他市長が特に必要と認めた者 7名以内

(3) 設置要綱第3条第2項第3号の委員

松江市副市長 1名

(会議)

第3条 協議会の会議は、少なくとも年1回開催するものとする。

2 協議会の会議は、公開により行うこととする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、非公開により行うことができる。

3 協議会において、関係機関等から説明又は意見若しくは助言を求める必要があると会長が判断するときは、会長の指示により防災部原子力安全対策課がその連絡調整にあたる。

(専門部会)

第4条 専門部会は、会長が必要と認めた場合に限り置くことができる。

2 専門部会の構成員は、会長が委員のうちから指名する。

(幹事)

第5条 設置要綱第7条の規定に基づき、会長が任命する幹事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 松江市政策部長
- (2) 松江市総務部長
- (3) 松江市防災部長
- (4) 松江市産業経済部長
- (5) 松江市市民部長
- (6) 松江市健康福祉部長
- (7) 松江市環境エネルギー部長
- (8) 松江市消防長
- (9) 松江市鹿島支所長
- (10) 松江市島根支所長

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。